

厚生労働大臣が定める基準（看護）

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。当院では、1日に看護を行う看護の職員は10名に対して1名以上、看護補助を行う看護補助者の数は25名に対して1名以上配置しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

	入院料	日勤帯（朝 9 時～夕方 1 7 時）		夜勤帯（夕方 1 7 時～朝 9 時）			
3 階病棟	一般病棟 1 0 ： 1 入院基本料 急性期看護補助体制加算 2 5 ： 1	看護職員	1 人当り	5 名以内	看護職員	1 人当り	14 名以内
		看護補助者	1 人当り	2 名以内			
4 階病棟		看護職員	1 人当り	5 名以内	看護職員	1 人当り	16 名以内
		看護補助者	1 人当り	4 名以内			
6 階病棟		看護職員	1 人当り	5 名以内	看護職員	1 人当り	17 名以内
		看護補助者	1 人当り	4 名以内			
9 階病棟	地域包括ケア病棟（1 3 ： 1）	看護職員	1 人当り	4 名以内	看護職員	1 人当り	10 名以内
		看護補助者	1 人当り	6 名以内			

<お食事について>

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しています。